

審 第 2 5 6 4 号
答 申 第 2 2 8 号
平成 3 1 年 3 月 2 5 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 2 8 年 9 月 1 6 日 付 け 〇 〇 第 〇 〇 号 による 下 記 の 諮 問 について、別紙のと
おり 答 申 し ます。

記

諮問第 2 0 5 号

平成 2 8 年 8 月 8 日 付 け で 審 査 請 求 人 から 提 起 さ れ た、平成 2 8 年 6 月 2 4 日
付 け 〇 〇 第 〇 〇 号 で 行 っ た 自 己 情 報 部 分 開 示 決 定 に 係 る 審 査 請 求 に 対 す る 裁 決 に
つ いて

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年6月24日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

（1）実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、次の部分は開示すべきである。

ア 別表1の番号（以下単に「番号」という。）5のうち、25行目1文字目から26行目6文字目までの部分

イ 番号12の部分

（2）実施機関が行ったその他の決定については、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

（1）審査請求人は、平成28年6月15日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇に関する精神医療審査会の審議過程、却下理由が分かる議事要旨等及び同審査会に付された資料（〇〇による「意見書」等）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）本件開示請求に対し、実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成28年8月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）本件審査請求を受け、実施機関は、条例第47条第1項の規定により、審議会に対し平成28年9月16日付け〇〇第〇〇号により諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（1）審査請求人は、審査請求書においておおむね以下のとおり主張している。

ア 審査請求の趣旨

本件決定を取消し本件開示請求に係る個人情報を全部開示するとの裁決を求める。

イ 審査請求の理由

審査請求人に係る措置入院決定等に関して不当と判断し損害賠償、慰謝料を求めて千葉県等を相手取り民事訴訟を提起するため、その資料として本件開示請求に係る個人情報を一部たりとも不開示とされることは、憲法第32条等により保障されている権利を侵害することとなるため違法（違憲）である。

（2）また、審査請求人は、反論書においておおむね以下のとおり主張している。

ア 実施機関は本件決定が妥当であったと主張しているが、本件開示請求は、精神医療審査会での審査結果を不服として関係者に対する損害賠償請求訴訟を提起するために必要として請求したものであり、一部たりとも不開示とされることは憲法第3

2条等により保障されている裁判を受ける権利を侵害するものである。

イ 憲法は国の最高法規であり、憲法に反する法律その他の行為の全部又は一部は、その効力を有さないとされていることから、本件決定は無効である。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書においておおむね以下のとおり主張している。

(1) 対象文書の特定及び内容について

ア 本件開示請求を受け、次の(ア)～(ウ)の行政文書について開示決定又は部分開示決定とし、(エ)については不開示決定(存否応答拒否)とした。

(ア)「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け開示請求者の意見書」を開示決定した。(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号)

(イ)「平成〇〇年〇〇月〇〇日に実施した開示請求者に係る退院請求意見聴取結果報告書」(以下「本件文書1」という。)を部分開示決定した。(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号)

(ウ)「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け病院管理者等の意見書」(以下「本件文書2」という。)を部分開示決定した。(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号)

(エ)「開示請求者及び病院管理者等の意見書以外の意見書」を不開示決定とした。(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号)

イ 本件文書1は、審査会委員が開示請求者の入院先に出向いて本人や関係者から意見を聴取し、入院の要否について見解をまとめた結果報告書であり、審査会審議に付された資料であり、本件文書2は、関係者である病院管理者等が開示請求者の退院請求に対する意見を記載したものである。

(2) 精神医療審査会について

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)の規定により、都道府県には、精神科病院に入院中の者等からの、退院等請求に関する審査を行うための精神医療審査会が設置されている。

イ 精神医療審査会は、都道府県知事から審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知する。厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知にある「精神医療審査会運営マニュアル」により、審査をするに当たって、必要に応じて①当該患者②請求者③病院管理者又はその代理人④当該患者の主治医等⑤当該患者の入院に同意した家族等に対して意見を求めることができるとされている。

(3) 処分の理由

別表2のとおり

(4) 審査請求の理由について

審査請求人は、前記3のとおり、損害賠償等を求めて民事訴訟を提起するため本件開示請求に係る個人情報を開示とされることは違法である旨を主張するが、全部開示することにより審査会の業務遂行に支障を及ぼすことが懸念される以上、条例第17条第6号ハに該当することを理由として行った本件決定は、適法かつ妥当であったと考えている。

5 審議会の判断

(1) 精神医療審査会における審査手続について

- ア 千葉県精神医療審査会（以下「県精神医療審査会」という。）は、法第38条の4の規定により精神科病院に入院中の者等が行った退院等の請求（以下「退院請求」という。）があったときに、法第38条の5の規定により退院請求に係る入院中の者が引き続き入院の必要があるかどうか等について審査を行う本県の附属機関である。
- イ 当該審査に当たっては、精神医療審査会は同条第3項の規定により退院請求をした者及び入院先の精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないとされており、また、同条第4項の規定により必要があると認める時はその他の関係者に対して報告を求めることができるとされている。

また、前記4（2）のとおり、国の「精神医療審査会運営マニュアル」においては、審査時における意見聴取の対象として、「当該患者」、「請求者」、「病院管理者又はその代理人」、「当該患者の主治医等」及び「当該患者の入院に同意した家族等」が列記され、これらの関係者については必要に応じて意見を求めることができるとされている。

(2) 本件文書及び不開示情報について

- ア 本件文書1及び本件文書2は、措置入院命令により精神科病院に入院していた審査請求人が退院請求（以下「本件退院請求」という。）を行ったところ、県精神医療審査会がその審査に当たって関係者の意見聴取（以下「本件意見聴取」という。）を行った際に作成された行政文書である。
- イ これらの行政文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報について、審議会としては、別表1の番号1から14までのとおりとし、その性質ごとに
- (ア) 本件意見聴取を担当した県精神医療審査会委員の氏名及び当該委員の見解等に関する情報（番号1, 2, 8, 9及び10。以下「本件委員情報」という。）
- (イ) 本件意見聴取の対象者の氏名等及び当該対象者の意見内容に関する情報（番号3, 6, 7, 11, 12, 13及び14。以下「本件関係者情報」という。）
- (ウ) 本件退院請求に係る審査請求人の入院時の事実経過等に関する情報（番号4及び5。以下「本件経過等情報」という。）

と分類し、以下、その不開示情報該当性について検討する。

なお、本件文書2の氏名欄の3か所の印影部分については、審査請求人に交付された本件文書2の写しにおいて黒塗りされている一方で、部分開示決定通知書においては当該部分を不開示とすることについての記載が見当たらないものであるが、審議会としては本件決定における不開示情報として検討することとした。

(3) 不開示情報該当性について

ア 本件委員情報について

- (ア) 本件委員情報は、本件退院請求の審査にあたって、審査請求人が入院していた精神科病院において関係者の意見聴取を行った担当委員の氏名及び当該委員が意見聴取を行った際の本件退院請求に係る見解等に関する情報である。
- (イ) 実施機関は、前記4（3）及び（4）のとおり、これらの情報は条例第17条

第6号ハに該当し不開示が妥当である旨を主張する。

(ウ) 本件は、措置入院命令により精神科病院に入院していた審査請求人が退院請求を行ったにもかかわらず認められなかったという事案であり、本人の意思にかかわらず強制的に入院することとなる措置入院の性質を踏まえると、担当委員の氏名若しくは当該委員の見解等を開示した場合、審査結果に対する不満等から、担当委員や関係者に対する一方的な誤解や何らかの働きかけ等を招くといった可能性について否定することはできず、そうすると、今後、県精神医療審査会における退院請求の審査のための事実関係等の把握が困難となることで、当該審査事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(エ) よって、本件委員情報は、条例第17条第6号ハに該当し不開示が相当である。

イ 本件関係者情報について

(ア) 本件関係者情報は、県精神医療審査会の担当委員による意見聴取若しくは医療機関が同審査会に提出した意見書において、本件退院請求についての意見を述べた関係者の氏名等及びその意見内容に関する情報である。

(イ) 条例第17条第2号該当性について

実施機関は、前記4(3)及び(4)のとおり本件関係者情報は全て条例第17条第6号に該当する旨を主張するが、本件関係者情報のうち氏名等(番号3, 6, 12, 13 及び 14)は個人の識別にかかわる情報であることから、審議会の職権により、同条第2号の該当性について検討する。

(i) これらの情報のうち番号3, 6 及び 13 については、本件退院請求の関係者の氏名若しくは属性に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから同号本文に該当し、また、慣行として開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されているとするまでの事情も見当たらないことから同号ただし書イには該当せず、その他、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当する特段の事情も見当たらない。

また、番号14についても、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報であり、当該個人の印影と考えられるため開示することにより当該個人の財産上の権利利益を害することとなる可能性が否定できないことから、条例第17条第2号本文に該当し、さらに、同号ただし書イ～ニのいずれかに該当する特段の事情も見当たらない。

(ii) ただし、番号12については、規定様式における意見者の属性にかかわる情報ではあるものの、その内容及び本件決定における他の開示部分からすると、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとまでは言い難いものであり、また、開示することにより開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものとするまでの特段の事情も見当たらない。

(iii) したがって、本件関係者情報のうち、番号3, 6, 13 及び 14 については、条例第17条第2号に該当するものと認められる。

(ウ) 条例第17条第6号該当性について

次に、本件関係者情報のうち、本件退院請求に係る関係者の意見の内容(番号7 及び 11) 及び前記(イ)で条例第17条第2号に該当しないとした番号12の同条

第6号ハ該当性について検討する。

(i) 番号7及び11については、本件退院請求の性質は前記ア(ウ)で述べたとおりであるところ、これを踏まえると、退院の要否等についての関係者の意見内容を開示することとなれば、今後、関係者が請求者との軋轢をおそれて意見を述べることを躊躇したり、意見内容が当たり障りのないものとなるといった可能性は否定できず、そうすると、今後、退院請求の判断に必要な意見の適切な聴取が困難となることにより、今後の県精神医療審査会における審査事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ii) しかしながら、番号12については、前記(イ)のとおり関係者にかかわる情報ではあるものの条例第17条第2号には該当しないものと認められることから、これを開示したとしても関係機関からの適切な情報提供等に影響を及ぼすとはおおよそ考えられず、県精神医療審査会の事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

(iii) したがって、本件関係者情報のうち、番号7及び11については、条例第17条第6号ハに該当するものと認められる。

(エ) よって、本件関係者情報のうち、番号12については開示が相当であるが、その余の情報(番号3,6,7,11,13及び14)については条例第17条第2号若しくは第6号ハに該当し、不開示が相当である。

ウ 本件経過等情報について

(ア) 本件経過等情報は、本件退院請求の審査にあたって事前に県精神医療審査会が関係機関等から収集し若しくは担当委員が意見聴取時に関係者から聴取した、審査請求人の入院に至るまでの主な事実経過や入院時の状況等に関する情報と考えられる。

(イ) 本件退院請求の性質については前記ア(ウ)で述べたとおりであるところ、これを踏まえると、これらの情報を開示することで、県精神医療審査会や担当委員が当該情報を収集した関係者等が特定されることにより、前記イ()と同様に県精神医療審査会に対する情報提供等が適切になされなくなる可能性は否定できないものであり、そうすると、今後、県精神医療審査会における退院請求等の審査事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) ただし、番号5の一部(本件文書1の2頁25行目1文字目～26行目6文字目。以下同じ。)については、審査請求人自身も認識していると思われる入院時の明白な客観的事実に過ぎず、開示しても関係者からの意見聴取に係る影響等があるとまではおおよそ考えられないことから、今後の県精神医療審査会における退院請求等の審査事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

(エ) よって、本件関係者情報のうち、番号5の一部については開示が相当であるが、その余の情報については条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから「1 審議会の結論」のとおり判断するが、以下のとおり附言する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響

を及ぼすものではない。

6 附言

本件決定においては以下のとおり不適切な取扱いが認められたので、今後、実施機関においては、これらについて十分留意した上で、開示請求制度の適切な運用に努められたい。

(1) 本件開示請求の対象文書の特定について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記4(1)アのとおり、県精神医療審査会による関係者の意見聴取に係る一連の行政文書(以下「本件意見聴取文書」という。)を対象文書として特定した上で、開示決定及び本件決定を行うとともに、本件意見聴取文書以外の意見書については存否応答を拒否する不開示決定を行っている。

イ しかしながら、本件開示請求書には「平成〇〇年〇〇月〇〇日に開催された〇〇に関する精神医療審査会の審議過程、却下理由が分かる議事要旨等及び同審査会に付された資料(〇〇による「意見書」等)」と記載されており、末尾に記載された「意見書」は対象となる文書の一つを単に例示したものに過ぎないと考えられるところ、実施機関によれば、本件開示請求に際し審査請求人から請求対象を意見書に限定するといった趣旨の申し出は行われていなかったとのことであり、そうすると、本件開示請求の対象は、ことさら意見聴取に係る情報のみに限定されるものではないと解するべきである。

ウ そこで、審議会事務局職員をして、県精神医療審査会において本件退院請求の審査に使用した行政文書について実施機関に確認させたところ、本件意見聴取文書以外に、退院請求書や措置入院に係る診断書等といった審査請求人の情報が記載された複数の行政文書があり、現在も実施機関においてそれらを保有していることが認められた。

エ そもそも、開示請求の対象については、開示請求書の記載内容に基づいて合理的に理解し得る範囲において幅広く捉えるべきであり、さらに、本件退院請求の事実経緯からして、本件開示請求の趣旨が、おそらくは関係者意見に限らずどのような情報に基づいて審査請求人に関する審査が行われたのかを知るためであることは、容易に推測できたものと考えられる。

オ これらのことからすれば、実施機関が、本件開示請求の対象を意見聴取に係る情報のみに限定したことは妥当性を欠いていたというほかない。

カ よって、実施機関においては、県精神医療審査会で本件退院請求の審査に使用した全ての行政文書のうち、本件意見聴取文書以外のものについても、別途、条例第21条の規定による開示決定等を行うべきである。

(2) 開示決定通知書における記載漏れについて

ア 前記5(2)イのとおり、本件文書2の氏名欄の3か所の印影部分については、審査請求人に交付した本件文書2の写しにおいて黒塗りされているにもかかわらず、本件決定に係る部分開示決定通知書においては当該部分を不開示とすることについて何ら記載されていないことが認められた。

イ これについて、審議会としては、前記のとおり当該部分が不開示相当であること

も踏まえ、本件決定を取り消すべき不備であるとまで判断するものではないが、このような事務処理は、開示請求制度の趣旨からすれば開示請求者の権利利益を損なうこととなるのは明らかである。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 9月16日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成28年10月 3日	反論書の写しの受理
平成30年11月22日	審議（平成30年度第7回第1部会）
平成30年12月18日	審議（平成30年度第8回第1部会）
平成31年 1月23日	審議（平成30年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表 1

番 号	文 書 名	本件決定における不開示部分		審議会による 区 分	
1	意見聴取結果報告書 (本件文書1)	1 頁	5 行目	「意見聴取担当委員」の氏名及び 印影部分	本件委員情報
2		1 頁	26 行目	「意見聴取者」(第2合議体医療 委員)の氏名	本件委員情報
3		1 頁	28～29 行目	「被聴取者」の一部	本件関係者情報
4		2 頁	2～23 行目	「生活歴および現病歴」の全て	本件経過等情報
5		2 頁	25～28 行目	「入院後経過」の全て	本件経過等情報
6		2 頁	29 行目 1～3 文字 目	意見聴取の見出しの一部(「○○ ○からの意見聴取」の○○○の部 分)	本件関係者情報
7		2 頁	30～34 行目	意見聴取内容の全て	本件関係者情報
8		3 頁	6 行目 27～35 文 字目	「調査時所見・本人の意見」の一 部	本件委員情報
9		4 頁	9 行目	「調査時所見・本人の意見」の一 部	本件委員情報
10		4 頁	11～25 行目	「調査委員の見解」の全て	本件委員情報
11	意見書 (本件文書2)	意見欄		意見内容の全て	本件関係者情報
12		氏名欄		左側「※」の1～3文字目 (「※○○○が非指定医の場合」 の○○○の部分)	本件関係者情報
13				病院管理者以外の関係者の氏名 及び印影部分	本件関係者情報
14				病院管理者の印影部分	本件関係者情報

別表 2

文書名	開示しない部分	開示しない理由
意見聴取結果報告書（本件文書1）	1 頁 6 行目のうち 3 5 ～ 3 9 文字目及び印影	<p>条例第 1 7 条第 6 号ハ該当</p> <p>精神医療審査会において、退院請求等の意見聴取を実施した委員の氏名及び印影に係る情報であり、これらを開示することにより、精神医療審査会の意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	1 頁 3 1 行目のうち 1 3 ～ 1 7 文字目	<p>条例第 1 7 条第 6 号ハ該当</p> <p>精神医療審査会において、退院請求等の意見聴取を実施した委員の氏名に係る情報であり、これらを開示することにより、精神医療審査会の意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	1 頁 3 4 行目のうち 1 3 ～ 2 1 文字目	<p>条例第 1 7 条第 6 号ハ該当</p> <p>意見聴取時に意見を述べた者と開示請求者の関係に係る情報であり、開示することにより、将来の意見聴取対象者の自由な意思表示に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。</p>
	1 頁 3 5 行目のうち 1 3 ～ 2 1 文字目	<p>条例第 1 7 条第 6 号ハ該当</p> <p>意見聴取時に意見を述べた者と開示請求者の関係に係る情報であり、開示することにより、将来の意見聴取対象者の自由な意思表示に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。</p>
	2 頁 2 行目のうち 2 文字目～ 2 3 行目のうち 7 文字目	<p>条例第 1 7 条第 6 号ハ該当</p> <p>開示請求者の生活歴および現病歴の情報であるが、これらの情報は、関係行政機関が法令に基づき収集した情報、開示請求者の入院先医療機関が診療行為の一環として収集・把握した情報、精神医療審査会が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 3 8 条の 5 の規定に基づき収集した情報等が混在しており、これらを明確に判別することは困難である。</p> <p>さらに、係る情報は、精神科臨床における評価、判定及び診療等に係る情報もあり、開示</p>

	<p>することにより、上記関係機関の業務に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2頁27行目～30行目の6文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>開示請求者の入院経過後の情報であるが、これらの情報は、委員の評価及び、開示請求者の入院先医療機関が行っている診療行為に基づく情報であり、開示することにより、関係機関の業務に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2頁33行目の1～3文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>精神医療審査会に意見を述べた者と開示請求者の関係に係る情報であり、開示することにより、将来の意見聴取対象者の自由な意思表示に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
2頁34～38行目の36文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>精神医療審査会に意見を述べた者の情報であり、開示することにより、将来の意見聴取対象者の自由な意思表示に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
3頁6行目の27～35文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>精神医療審査会の委員が開示請求者の意見聴取時に調査した臨床上的の評価であり、開示することにより、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

	4頁9行目の1～26文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>精神医療審査会が開示請求者の意見聴取時に調査した臨床上の評価であり、開示することにより、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	4頁12行目～26行目の30文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>精神医療審査会が開示請求者の意見聴取において医療委員が行った評価、判定及び診断等に係る情報であり開示することにより、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
意見書 (本件文書2)	5～23行目の3文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>病院管理者等から精神医療審査会に提出された意見の内容に係る情報であり、当該医療機関における臨床上的評価、判定及び診断等に係る情報である。</p> <p>さらに、係る情報は、開示することにより、当該医療機関の業務に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、将来の意見聴取対象者の自由な意思表示に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	27行目～29行目の9文字目	
	32～33行目の20文字目	
	48行目21～25文字目	<p>条例第17条第6号ハ該当</p> <p>精神医療審査会に意見書を提出した者と開示請求者の関係に係る情報であり、開示することにより、将来の意見聴取対象者の自由な意思表示に支障を及ぼすおそれがあり、精神医療審査会の適正な意見聴取及び審査業務の目的が達成できなくなり、又は公正若しくは円滑な業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
	49行目7～9文字目	
	50行目21～25文字目	